



▲新しい被保険者証

現在お使いの被保険者証の有効期限は3月31日まで
**新しい国民健康保険被保険者証を
 交付します**

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

現在お使いの国民健康保険（国保）被保険者証は、3月31日までしか使うことができません。それに伴い、4月1日からの新しい被保険者証を交付します。

なお、現在お使いの被保険者証は、4月以降に住民保険課へ返却していただくか、裁断するなどご本人で確実に処分してください。

被保険者証の有効期限

平成29年3月31日まで

ただし、年度途中で75歳になる人は、誕生日の前日までです。（後期高齢者医療制度へ移行するため）

交付方法

保険税を完納している世帯

3月下旬に新しい被保険者証を簡易書留郵便で送付しますので、受領印と引き換えにお受け取りください。不在の場合は「郵便物お預かりのお知らせ」が配達されますので、これと印鑑・本人確認のできるものを持って、日本郵便株式会社田原本郵便局で受け取るか、配達希望日を記入してポストに入れてください。被保険者証が届かない場合や内容に誤りがある場合は、住民保険課へご連絡ください。

保険税に未納がある世帯

保険税に未納がある場合は、新し

い被保険者証を郵送しません。

なお、納税、納税相談には、納税義務者または納税義務者の委任を受けた人がお越しください。住民票が別の世帯の人が来庁される場合は、委任状が必要です。

納税相談をされた後、住民保険課で被保険者証を交付します。

口座振替のご案内

保険税の納付には口座振替が便利です。一度手続きをすると、指定された預金口座から納付期日に合わせて自動的に保険税が引き落とされます。

希望する場合は町指定の金融機関に、保険税の納付書、通帳、通帳の届出印を持って、窓口に着いてある依頼書に必要事項を記入してお申し込みください。

※町外の金融機関などの窓口には依頼書がありませんので、税務課徴収収納係（☎ 34・2111）へ事前にご連絡ください。

資源の再利用にご協力ください

カン・びん資源収集の対象品目を追加します

清掃工場（環境管理課） ☎ 33-5003

町では、資源の有効活用のため資源ごみの分別収集を行っています。

平成28年4月からは、更なる資源化を図るためにカン・びんの対象品目を追加します。

追加する品目（2品目）

- カンの対象品目に缶詰などの空き缶（リサイクルマークのあるもの）を追加。



- びんの対象品目に化粧品の空きびんを追加。



※いずれも、中をよく洗って透明の袋に入れて出してください。

※出し方の詳細な方法・収集日については、本紙折り込みのごみ収集日程表をご覧ください。



単車、軽自動車などの廃車・ 名義変更届

軽自動車税は毎年4月1日現在で、単車や軽自動車などを所有している人に課税されます。(月割り計算は行いません)

すでに廃車などを行っている場合は、4月1日までに手続きをしないと、平成28年度分の税金を支払うことになりますので、ご注意ください。

■各車種の手続き場所

車種	手続き場所・電話番号
原付など (125cc以下)	町税務課課税第一係 ☎ 34-2112
軽二輪車 (250cc以下)	奈良県軽自動車協会 ☎ 0743-58-3700
二輪小型自動車 (250cc超)	近畿運輸局奈良運輸支局 ☎ 050-5540-2063 (ヘルプデスク)
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会奈良事務所 ☎ 050-3816-1845

税務課からのお知らせ

税の申告や、軽自動車の税率の変更など

税務課課税第一係 ☎ 34・2112

個人住民税・所得税の申告は
お済みですか？

申告期限

3月15日(火)

申告に関すること

▼個人住民税：町税務課課税第一係

☎ 34・2112

▼所得税：桜井税務署

☎ 42・3501

平成28年度から軽自動車税の
税率が変更されます

税制改正に伴い軽自動車税額が引き上げられます。また、軽四輪(三輪含む)自動車で初度検査年月後13年を経過した車両には、重課税率が適用されます。例えば、乗用(自家用)の場合、1万2900円(現行税率17200円)に変更されます。詳しくは、広報平成27年1月号と8月号をご確認ください。

狂犬病予防注射の日程表

実施日	時間	実施場所
4月12日(火)	午前9時30分～11時30分	宮古公民館
	午後1時30分～3時30分	南薬王寺公民館
4月13日(水)	午前9時30分～11時30分	町民広場(町役場西側)
	午後1時30分～2時30分	唐古集落センター(東側)
4月14日(木)	午前9時30分～11時30分	社会福祉協議会(駐輪場)
	午後1時30分～3時30分	JAならけん多支店
4月15日(金)	午前9時30分～11時30分	中央体育館(駐輪場)
	午後1時30分～2時30分	やすらぎ体育館(駐車場)

犬の飼い主の皆さんへ

生後91日以上の犬を飼うときは 登録と狂犬病予防注射が必要です

保健センター ☎ 33・8000

生後91日以上の犬を飼うときは、登録と狂犬病予防注射が必要です。一度登録すると、一生有効ですが、予防注射は毎年受けなければなりません。

左の日程表の都合の良い場所へ、

十分に制御できる人が犬を連れてお越しください。

●狂犬病予防注射

対象 町内で飼っている生後91日以上
の犬

費用 3200円(注射手数料
2650円、注射済票交付手数料
550円)

※釣り銭のいらないように準備してください。

※狂犬病予防注射通知書は3月中旬に発送します。

●犬の登録

まだ登録をしていない場合は、予防注射と併せて登録手続きも行います。なお、登録は保健センターで随時行うことができます。

費用 3000円

●犬の死亡、変更届

犬が死亡、失踪または飼い主が変わった場合など、登録内容に変更が生じたときは、必ず保健センターへ届出をしてください。それらの届出がない場合、「狂犬病予防注射通知書」は、現在登録している飼い主に送付されますのでご注意ください。